

自動運転に関する 損害保険業界の取り組みについて

2018年5月14日

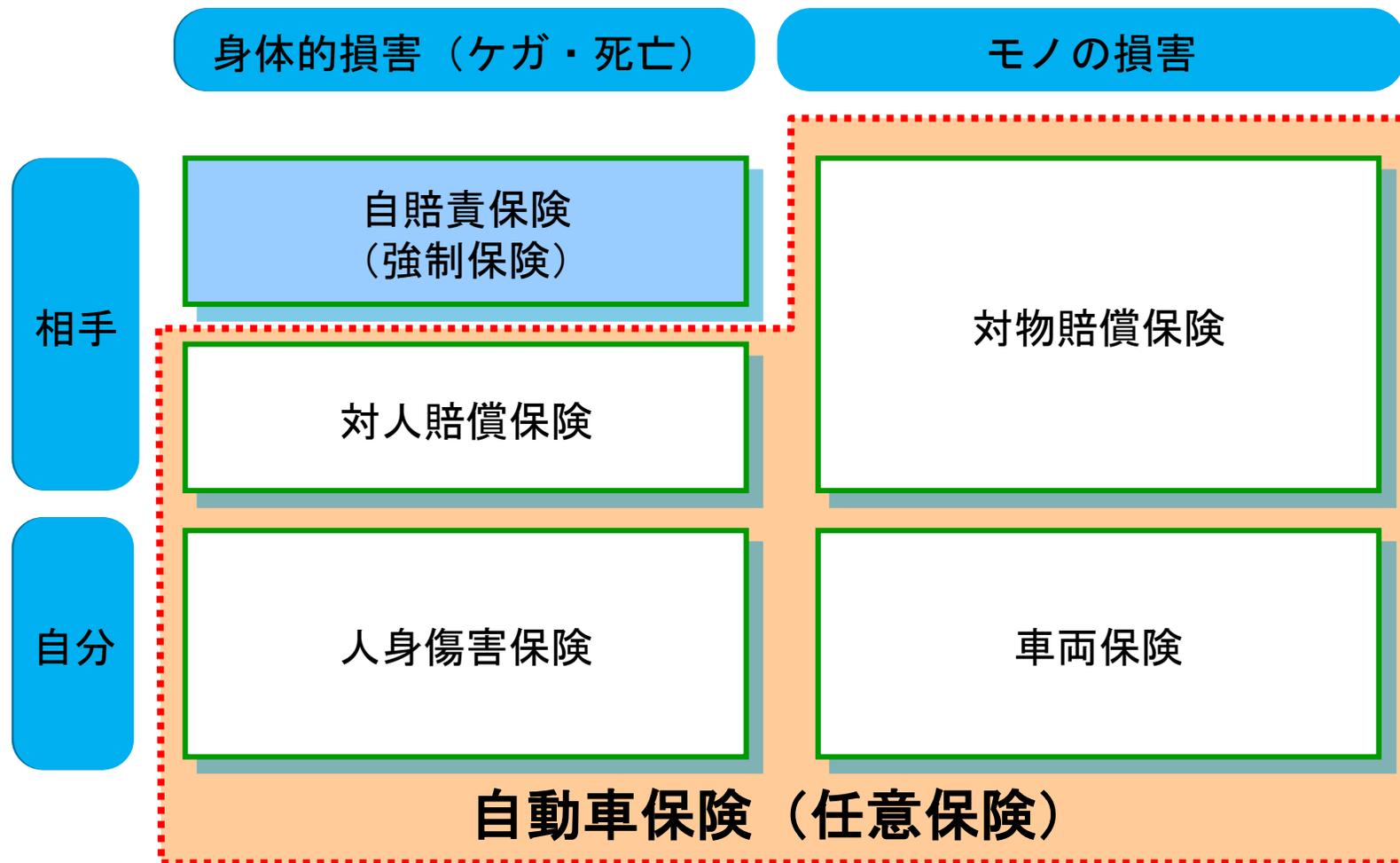
東京海上日動火災保険株式会社

目次

本日のAgenda

1. 自賠責保険と自動車保険(任意保険)の位置づけ
2. 自動運転に対するスタンス
3. 自動運転に関する取組み(①.②)
4. 自動車保険における課題

1. 自賠責保険と自動車保険(任意保険)の位置付け



2. 自動運転に対するスタンス

自動車社会のセーフティネットとして、自賠責保険、自動車保険を提供することは損保業界の社会的責務である。

また、自動運転は、交通事故の削減、環境負荷の軽減等に大きく寄与するものである。

これらを踏まえ、自動運転社会に向けて検討すべき課題を解決するとともに、自動車ユーザー、社会のニーズを踏まえて、適切な補償を提供していくことで、自動運転の発展に貢献していく。

3. 自動運転に関する取組み ①ー1

▶ 「被害者救済費用等補償特約」の開発

- ◆ 従来の自動車保険の場合、以下のような事例は運転者等の責任有無がすぐに判明せず、迅速な被害者救済を図ることができない。

<事例>

- 自動走行システムの欠陥に起因して、被保険自動車に想定外の動作が生じ、相手車に衝突
- ハッカーが被保険自動車を操作したことが原因で、相手車に衝突
- ◆ また、運転者等に責任がないことが判明した場合には、被害者救済を図ることができない。
- ◆ 自動運転技術が進展する環境下においても迅速な被害者救済を担保し、安心・安全な自動車社会の実現に貢献するため、現時点におけるセイフティネットとして本特約を開発。

3. 自動運転に関する取組み ①-2

➤ 「被害者救済費用等補償特約」の開発

- ◆ 本特約で、ドライバー等に法律上の損害賠償責任が生じない場合でも、被害者に生じた損害に対する補償を提供。
- ◆ これにより被保険者の責任有無にかかわらず被害者救済が可能に。

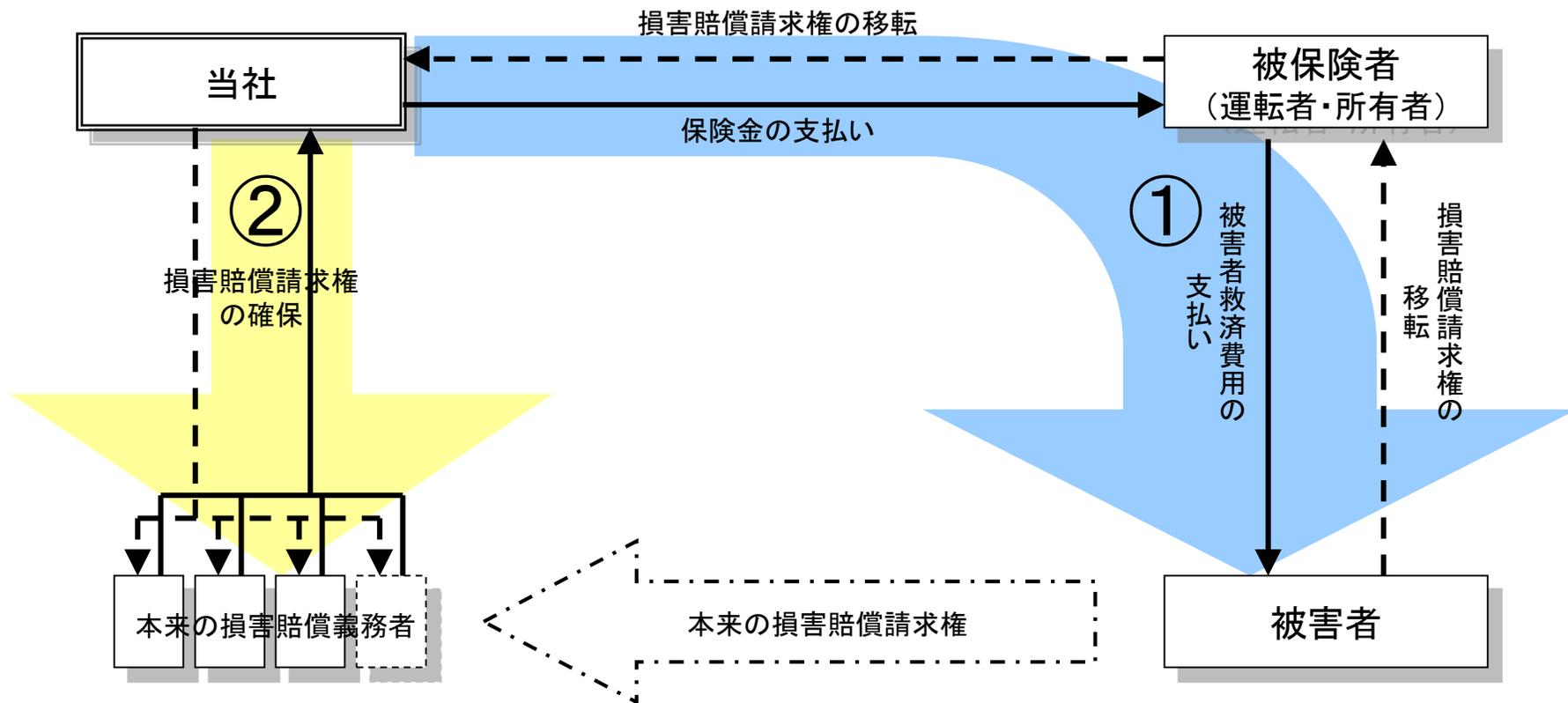
<事故発生当初における運転者の責任有無別の対応(イメージ)>

(○:補償可、×:補償不可)

事故発生当初		現行の自動車保険	本特約の導入後
運転者(被保険者)の法律上の損害賠償責任	あり	○ 保険金支払いに向けた対応が可能	○ (現行と同様)
	不明	× 損害賠償責任の有無が明らかにならないため 保険金支払いに向けた対応ができない	ポイント ○ ・ 事故発生当初、損害賠償責任の所在が不明であったとしても、保険金支払いに向けた対応が可能。 ・ その後、運転者に損害賠償責任が認められれば賠償責任保険での対応となり、この責任が認められなければ本特約での対応となる。
	なし	× 保険金支払いに向けた対応ができない	ポイント ○ 本特約での保険金支払いに向けた対応が可能

3. 自動運転に関する取組み ①-3

▶ 「被害者救済費用等補償特約」の開発



3. 自動運転に関する取組み ②

➤ 自動運転実証実験向け保険の提供

- ◆ 自動運転技術を活用した公道実証実験の事業者向けに、実証実験における様々なリスクを包括的にカバーする保険商品を提供。

自動車の運行リスク

機器の破損・故障リスク

サイバーリスク

自動車の運行以外のリスク

事故時の原因調査費用

4. 自動車保険における課題

➤ 実効性ある求償スキームの構築

- ◆ 保険制度の適切性を担保するため求償による責任分担を図ることが必要とされているが、製造物責任法では欠陥立証責任が被害者側にあるため、保険会社がその立証をしなければならない。このこと等を理由に求償の難易度は非常に高いことが想定される。
- ◆ 求償にかかる社会的コストを極小化するとともに、保険制度の適切性を担保するためには、あらかじめ適切かつ簡易な求償の枠組みを構築する必要があると考える。

<例>

- ・ 保険会社と自動車メーカー等との間で求償に関する協議を行う枠組みの新設
- ・ 2者間の協議で解決しない場合に備えた第3者を交えた解決方法の構築
- ◆ 検討にあたっては、関係省庁、関係業界と連携。

➤ 事故原因の調査体制の構築

- ◆ ドライブレコーダー、EDR(イベント・データ・レコーダー)など自動運転車の事故の解析に必要な装置の設置および分析体制の整備。

ご清聴ありがとうございました。

To Be a Good Company



東京海上日動